

# 中小企業経営・政策

## 問題

### 第1問

次の文章の空欄AとBに入る数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」および総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」に基づき、2015年～2021年の業種別の開廃業率の推移（事業所ベース、年平均）を見た場合、年平均の事業所単位での開業率は

A %であり、廃業率は B %となっている。

- ア A : 4.7    B : 5.5
- イ A : 4.7    B : 6.6
- ウ A : 5.0    B : 7.6
- エ A : 6.5    B : 5.5
- オ A : 6.5    B : 7.6

### 第2問

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）」に基づき、製造業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業について、付加価値率、自己資本比率、売上高経常利益率をそれぞれ比較した場合の記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 小売業では、付加価値比率は宿泊業・飲食サービス業より下回っているが、全業種平均より上回っている。
- イ 卸売業では、自己資本比率は小売業より上回っているが、全業種平均と比較しても上回っている。
- ウ 製造業では、売上高経常利益率、自己資本比率、付加価値比率ともに、小売業、宿泊業・飲食サービス業を上回っている。
- エ 宿泊業・飲食サービス業では、売上高経常利益率、付加価値比率ともに全業種平均を下回っている。
- オ 小売業では、売上高経常利益率、自己資本比率ともに全業種平均を上回っている。

### 第3問

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

「下請代金支払遅延等防止法」は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目的として、下請取引のルールを定めている。この法律では、親事業者には① 4つの義務と②11項目の禁止事項が課されている。

中小企業庁と公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導している。

#### (設問1)

文中の下線部①に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 発注に対して、直ちに、給付内容、受領する期日などを記載した書面を交付する義務
- イ 支払期日までに下請代金を支払わなかったとき、物品などを受領した日から30日を経過した日から実際に支払する日までの遅延利息の支払義務
- ウ 受領した日から90日以内のできるだけ短い期間内において、下請代金の支払日を定める義務
- エ 書類作成、5年間保存の義務

#### (設問2)

文中の下線部②に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 受領前のやり直しの禁止
- イ 下請代金の減額の禁止
- ウ 返品 of 禁止 (役務提供委託は除外)
- エ 買ったたきの禁止
- オ 受領拒否の禁止 (役務提供委託は除外)

#### 第4問

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

中小企業の経営者であるY氏（アパレル製造業経営者 従業員25名）は、息子に事業を承継したいと考えている。Y氏から相談を受けた中小企業診断士X氏は、個人版事業承継税制を紹介することにした。

以下は、X氏とY氏との会話である。

X氏：「令和元年税制改正で、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（①個人版事業承継税制）が増設されました。事業承継円滑化のための特例措置で、個人事業主が先代から事業用資産を相続または贈与により取得した際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除されるものです。」

Y氏：「具体的には、どのような措置なのでしょう。」

X氏：「令和8年3月31日までに、経営承継円滑化法に基づく「個人事業承継計画」を提出したうえで、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間に行われた②一定の事業用資産の贈与・相続が対象となります。詳しくは、国税局または税務署の税務相談窓口などにお問い合わせください。」

#### （設問1）

会話の中の下線部①に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 個人事業承継計画は、先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する市町村役所に提出する。
- イ 対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を100%猶予することができる。
- ウ 親族内の承継が対象である。
- エ 1人の先代経営者から後継者3人までが対象となる。

#### （設問2）

会話の中の下線部②に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 事業用の住宅など（400㎡）
- イ 事業用の建物（800㎡）
- ウ 機械装置・器具備品などの事業用資産
- エ 棚卸資産